

○能代市水害に係るし尿汲み取り料金の援護に関する要綱

平成 22 年 1 月 13 日

告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、被害者の負担軽減並びに公衆衛生の確保に資するため、水害を受けた者に対するし尿汲み取り料金の援護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令 8 告示 35・一部改正)

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する豪雨その他の異常な自然現象（以下「豪雨等」という。）により床下以上の浸水（市が認定したものに限る。）が発生した結果生じた便槽への浸水又は流入被害をいう。なお、床下以上の浸水が発生した区域以外の区域における便槽への浸水又は流入被害であって、地理的又は物理的条件等により、豪雨等に起因して生じたと市長が認めるものを含むものとする。
- (2) 管理者 便槽の設置者若しくは所有者又はこれらの者と賃借使用等の関係にある者であって、当該便槽の維持管理を行っているもの（事業者を含む。）をいう。
- (3) し尿汲み取り料金 能代地域、二ツ井地域のし尿汲み取り業者の汲み取り料金をいう。

(令 8 告示 35・一部改正)

(対象者等)

第 3 条 この告示による援護の対象者は、本市の区域内に住所又は所在地を有する管理者であって、管理する便槽が次の各号に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 本市の区域内に設置されたものであること。
- (2) 水害を受け、当該水害の発生した日から 7 日以内にし尿汲み取りが実施

されていること。

(3) 管理者による適正な管理がされていること。

(令8告示35・全部改正)

(し尿汲み取りの実施の要請)

第4条 市長は、水害により、し尿汲み取りの必要が生じた便槽の管理者から、し尿汲み取りの申し込みを受けたときは、直ちにし尿汲み取り業者に対し、し尿汲み取りの実施を要請するものとする。

(援護の代位申出)

第5条 し尿汲み取り業者は、第3条第2号の汲み取りを実施したときは遅滞なく水害に係るし尿汲み取り料金の援護に関する代位申出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(令8告示35・一部改正)

(要件の確認)

第6条 市長は、前条の申出を受理したときは、遅滞なく当該箇所の確認を実施するものとする。ただし、被害状況報告等により床下以上の浸水区域と確認された場合は、確認を省略できるものとする。

2 市長は、前項の確認にし尿汲み取り業者の同行を求めることができる。

(援護の決定)

第7条 市長は、援護の決定をしたときは、遅滞なく当該管理者に対してし尿汲み取り料金援護決定通知書(様式第2号)を発行するとともに、し尿汲み取り業者に対して代位申出に係る回答書(様式第3号)を発行するものとする。

(援護の額)

第8条 市による援護は、管理者が要したし尿汲み取り料金の額とする。

(その他)

第9条 この告示によるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成22年1月13日から施行する。

附 則（平成３１年４月２６日告示第７８号）

この訓令は、平成３１年４月２６日から施行する。

附 則（令和２年１２月２８日訓令第１６５号）

この訓令は、令和３年１月１日から施行する。

附 則（令和８年３月１２日訓令第３５号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の能代市水害に係るし尿汲み取り料金の援護に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に発生した水害に係るし尿汲み取り料金の援護について適用し、同日前に発生した水害に係るし尿汲み取り料金の援護については、なお従前の例による。